

PPP／PFI 専門家派遣制度

所管省庁等：内閣府

所管：内閣府民間資金等活用事業推進室 ☎ 03-6257-1655

★ 事業主体

都道府県、市町村などの地方公共団体

★ 事業の目的および概要

PPP／PFI 事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する。

★ 対象とする要件等

相談内容に応じ、1回につき半日程度、専門家を地方公共団体へ派遣する。ニーズや状況に応じ、複数回の利用も可能。

★ 財政支援措置

専門家の派遣費用は原則として内閣府が全額負担している。

★ 留意事項等

申込みは申込フォームにて行う。

[【内閣府】PPP/PFI 専門家派遣申込フォーム](#)

★ 募集期間

通年（派遣希望の1か月前まで）

ホームページアドレス

<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>

★ 過去の事例等

平成29年度：福井市

地域未来交付金（地域未来推進型）

所管省庁等：内閣府

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地場産業の付加価値向上等を通じて地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と地域独自の取組を支援。

★ 対象とする要件等

【ソフト事業】

- 事業推進主体組成経費、事業構想・計画立案経費等
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費等
- 試作・実証経費、広報・PR経費、プロモーション経費、市場調査経費等

【拠点整備事業】

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築、修繕、建築物と不可分となっている機能を有する設備
- 設備整備・備品、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体（除却・解体のみは×）等
- 整備対象施設に関連するソフト事業

【インフラ整備事業】

- 上記「ソフト事業」もしくは「拠点整備事業」に付随して行うインフラ整備事業費

★ 財政支援措置

【ソフト事業・拠点整備事業】補助率：1/2

- 中枢中核都市：1団体当たり国費15億円/年度
- 市町：1団体当たり国費10億円/年度

【インフラ整備事業】補助率：1/2等（各省庁の交付要綱による）

- 中枢中核都市：1団体当たり事業計画期間中の総国費20億円（単年度目安：4億円）
- 市町：1団体当たり事業計画期間中の総国費10億円（単年度目安：2億円）

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

また、本交付金の申請には、あらかじめ地域再生計画の認定を受ける必要がある。

★ 過去の事例等

- 令和5年度：19件（旧地方創生推進タイプ）、2件（旧地方創生拠点整備タイプ）
- 令和6年度：21件（旧地方創生推進タイプ）、3件（旧地方創生拠点整備タイプ）
- 令和7年度：30件（旧第2世代交付金）

地域未来交付金（デジタル実装型）

所管省庁等：内閣府・デジタル庁

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。

★ 対象とする要件等

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援。

【TYPEA】

他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組
（サービスが行政効率化だけでなく、住民の直接裨益をもたらすことが条件）

【TYPEV】

ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術・サービスを複数地方公共団体で共同調達、共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援

【TYPES】

「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組

★ 財政支援措置

- ・TYPE1・・・1億円（補助率1／2）
- ・TYPEV・・・4億円（補助率2／3）
- ・TYPES・・・2.25億円（補助率3／4）

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

★ 過去の事例等

令和4年度：9件
令和5年度：8件
令和6年度：10件
令和7年度：16件

地域未来交付金（地域防災緊急整備型）

所管省庁等：内閣府

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

★ 対象とする要件等

避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援。

【主な資機材の例】

- 暑さ・寒さ対策…スポットクーラー、暖房器具 等
- 快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等
- 温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等
- プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等
- 入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等

★ 財政支援措置

- ・補助率：1／2
- ・交付上限（国費）：中核市 5,000 千円、市町村 4,000 万円

【地方負担分に対する地方財政措置】

- ・適債経費：補正予算債（充当率 100%、元利償還の 5 割を普通交付税措置）※を活用可能。
※当該年度内に地方公共団体に予算化され、国の交付決定を受けたものに限る
- ・非適債経費：特別交付税（市町村 0.8）により措置。

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

★ 過去の事例等

令和 7 年度：8 件

過疎地域持続的発展支援交付金

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

- ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 対象地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域）における集落ネットワーク圏を支える中心的組織（地域運営組織）
- ② 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域を有する市町村
- ③ 過疎地域集落再編整備事業 過疎地域を有する市町村
- ④ 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域を有する市町村

★ 事業の目的および概要

以下の事業について経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域が持続的発展することを目的とする。

- ① 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
- ② 過疎地域における、㊦地域人材の育成、①ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業に支援
- ③ 過疎地域の集落再編を図るための施設整備
- ④ 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備

★ 対象とする要件等

- ① 地域運営組織の取組む住民の「暮らし」を支える生活支援の取組み、「なりわい」を創出する活動
- ② 過疎市町村が取り組む、ICT技術等を活用した生活の安心・安全確保や移住・交流・若者の定住促進、地域の担い手の育成や人材の確保などの取組み
- ③ 定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業
- ④ 過疎地域にある遊休施設を有効活用した生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等を整備する事業

★ 財政支援措置

- ① 交付限度額 1, 500万円（10/10）※下記事業を実施する場合、左記の限度額に上乗せ
㊦ 専門人材を活用する事業（+500万円） ① ICT技術等を活用する事業（+1, 000万円）
㊦+①併用する事業（+1, 500万円）
- ② 2, 000万円以内（10/10） ③ 交付率1/2以内 ④ 交付率1/3以内

★ 留意事項等

スケジュール

- (1) 募集開始：1月
- (2) 提案書類提出締切：2月中旬
- (3) 評価審査：4月
- (4) 選定・内示：5月
- (5) 交付決定：6月

★ 過去の事例等

平成30年度：小浜市、池田町
令和2年度：鯖江市、若狭町
令和4年度：南越前町

地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地域金融機関から融資を受けて、事業化に取り組む民間事業者
※交付金の交付対象者は、都道府県および市町村

★ 事業の目的

都道府県または市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

★ 事業の概要

- ① 地域での事業化を前提に事業関係者の調整・支援を行う地方公共団体に対して、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業について、事業を実施する民間事業者等（以下「交付金事業者」という。）が事業化段階で必要となる初期投資に係る経費（地域における生産・サービス拠点の創出に資する施設整備費や機械装置費等に要する経費）及びそれらに付随する経費（事業の性能の向上・評価に必要な経費）についての助成を行う。
 - (1) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
 - (2) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
 - (3) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が公費による交付額と同額以上であること。
- ② 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。

★ 対象とする要件等

- ① 地域金融機関からの融資は、無担保無保証を条件とし、事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されるものとする。
- ② 支援の対象となる事業は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果（投資効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果等）を創出する事業であることに加え、以下の要件を満たすこと。
 - ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること。
 - ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

★ 財政支援措置

・融資比率

公費による交付額（国費＋地方費）：地域金融機関融資＝１：１以上

・公費による交付額の上限

原則3,000万円（融資額（又は出資額）が公費による交付額の2倍以上3倍未満の場合は、上限4,000万円。3倍以上4倍未満の場合は、上限5,000万円。4倍以上の場合は上限5,500万円。）

・補助率

▶以下に記載する要件以外は、原則、公費による交付額の1/2

▶条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3

特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4

▶デジタル技術活用事業で新規性・モデル性の高いもの、脱炭素に資する地域再エネの活用等関連事業で新規性・モデル性の高いもの、地域の女性や若者の活躍に関連する事業で新規性・モデル性の高いものは3/4

★ 留意事項等

スケジュール

- (1) 募集開始：4月 (2) 提案書類提出締切：4月 (3) 評価審査：5月
(4) 選定・内示：5月 (5) 交付決定：5月末

★ 過去の事例等

平成26年度	鯖江市…さばえ菜花米の水稻を中心に大豆、ハウス園芸を加えた農業生産の多様化による地域活性化と地域ブランドづくり創造事業
平成27年度	敦賀市…福井県の地元魚介類をメイン食材とする飲食と対面販売の複合事業 小浜市…鯖街道の起点として御食国（みけつくに）食文化を集約した若狭さとうみ観光プラットフォーム事業 坂井市…小松長生邸古民家再生レストランプロジェクト～福井の食材のブランド価値向上と外国人誘客による地域経済活性化事業
平成28年度	勝山市…日本一の恐竜のまち（勝山市）における周遊観光促進事業 美浜町…若狭美浜町民間施設観光拠点化事業
平成29年度	若狭町…「街道シェアオフィス&スペース菱屋」開発事業
令和2年度	若狭町…若狭ウエディングドレスの聖地（仮称）整備事業
令和3年度	敦賀市…遊休不動産を活用した交流型ワーケーション施設整備事業
令和4年度	若狭町…若狭の自然と歴史文化を生かす森の宿泊施設新設事業

持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 行政 G ☎ 0776-20-0260

★ 事業主体

対象事務における「新しい役割分担（仮説）」を、他自治体と連携して、実践する意欲がある都道府県又は市町村

★ 事業の目的および概要

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書（令和7年6月）」の考え方に基づき、人材不足が深刻化する中、行政サービスの提供を持続可能なものとするため、新しい連携の分野（従来都道府県が補完していない分野など）、新しい連携の方法（都道府県による補完及び市町村間の水平連携の組合せなど）等、これまでにない新しい広域連携を実践する自治体を支援し、全国展開可能なモデルを構築する。

対象とする要件等

①から⑩までに規定する「想定する事務等と新しい役割分担（仮説）」のいずれかについて、他の地方公共団体と連携して、広域連携モデルを構築する取組を対象とする。

<想定する事務等と新しい役割分担（仮説）>

- ① 地域農業経営基盤強化促進計画に関する事務
- ② 農業用施設等における災害対応に関する事務
- ③ 老人保護措置費等支弁額改定に関する事務
- ④ 文教施設の維持管理に関する事務
- ⑤ 地域日本語教育の推進に関する事務
- ⑥ 固定資産の現況調査及び評価に関する事務
- ⑦ 法制執務に関する事務
- ⑧ 消費生活相談に関する事務
- ⑨ 離島に所在する市町村の間の連携
- ⑩ 面積が広大な地域における連携

★ 財政支援措置

1団体2,000万円を上限とする。（提案内容により、合理的な範囲で上限を超えることは可）

★ 留意事項等

総務省自治行政局市町村課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

★ 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）

定住自立圏構想

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 行政 G ☎ 0776-20-0260

★ 事業主体

定住自立圏形成協定を締結し、または定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市および当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村

★ 事業の目的および概要

中心市および周辺市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して特別交付税措置を講じる。

★ 対象とする要件等

福井県内で中心市の要件を満たすのは、福井市、敦賀市、越前市

★ 財政支援措置

- 1 中心市に対して8, 500万円程度を上限に特別交付税措置
- 2 周辺市町村に対して1, 800万円を上限として特別交付税措置
- 3 地域活性化事業債の充当
圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し地域活性化事業債を充当
- 4 外部人材の活用に対する財政措置
圏域外における専門性を有する人材の活用（上限700万円。上限額の範囲内で、対象経費の8割を措置。最大3年間の措置）
- 5 民間主体と取組の支援に対する財政措置
 - ・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成し、民間事業者等に出資又は貸付を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税措置
 - ・民間事業者がふるさと融資を活用する場合に、貸付限度額および融資比率を引き上げ
- 6 個別の政策分野における財政措置
 - ・病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
 - ・へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8
- 7 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加
辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能とする

★ 過去の事例等

他県での取り組み状況等は以下のHPを参照

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/

中心市街地再活性化特別対策事業

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町が実施するソフト事業に対して特別交付税措置を実施し、ハード事業に対して地方債の起債を認める。

★ 対象とする要件等

- 1 中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること
- 2 中心市街地の再活性化のための単独事業の起債要望照会（年2回）に際し、中心市街地活性化基本計画の該当事業を添付の上、申請書を提出すること

★ 財政支援措置

【ソフト事業】

中心市街地活性化基本計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置。対象となるイベント等は下記の事業で、市町の負担額（一般財源）が100万円を超えるものであること（交付税措置：対象経費の50%（上限1億円））。

- 1 その全部または一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象としたイベント事業で、中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く）の実施または助成
- 2 その全部または一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象とした中心市街地の活性化に関する講習会、シンポジウム等の実施または助成
- 3 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の後継者育成研修事業への助成
- 4 基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細調査・資金計画・事業性評価・合意形成等の事業
- 5 中心市街地における空き店舗対策事業
- 6 その他中心市街地の活性化のために特に重要なソフト事業

【ハード事業】

基本計画において位置付けられた中心市街地の再活性化のための単独事業について、特別交付税措置のある起債を認める。（交付税措置：元利償還金の30%）

- 1 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- 2 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- 3 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- 4 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

所管省庁等：総務省・地方公共団体金融機構

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

- (1) 市町（公営企業を除く。）
- (2) 県（公営企業を除く。）
- (3) 公営企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。）
- (4) 第三セクター等（第三セクター（地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている一般・公益社団法人及び一般・公益財団法人並びに会社法 法人をいう。）のうち、地方公共団体の出資割合が 25%以上のもの及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社））

★ 事業の目的および概要

地方公共団体等に対し、以下の支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材（地方公共団体等の職員若しくは退職者、公認会計士、学識経験者又は経営コンサルタント等（以下「アドバイザー」という。）を派遣する。

【アドバイザーを派遣する支援分野】

- (1) 公営企業・第三セクター等の経営改革
- (2) 公営企業会計の適用
- (3) 地方公会計の整備・活用
- (4) 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- (5) 地方公共団体のDX（消防防災DXなど）
- (6) 地方公共団体のGX
- (7) 地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- (8) 地方税務行政のDX等
- (9) 地方創生の取組
- (10) 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業）

★ 対象となる事業

- (1) 課題対応アドバイス事業：財政運営・経営の改善等に向けたアドバイスを必要とする場合
- (2) 課題達成支援事業：支援分野の実施に当たり、課題の達成が困難となっている場合
- (3) 啓発・研修事業：県が、県内の市町・公営企業等に対する研修会・相談会を開催する場合

★ 財政支援措置

アドバイザーの派遣に係る費用（謝金および旅費）は、地方公共団体金融機構が負担する。

★ 留意事項等

登録されたアドバイザーのリスト中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上申請する。

（総務省 URL）<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>

石油貯蔵施設立地対策等交付金

所管省庁等：経済産業省

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

- ・貯蔵量 10 万キロリットル以上の石油貯蔵施設が立地している団体（福井市、坂井市）
 - ・上記 2 市に隣接する団体（鯖江市、あわら市、永平寺町、越前町）
- ※上記 6 団体の一部が構成する消防関係一部事務組合を含む

★ 事業の目的および概要

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資すること。

★ 対象とする要件等

石油貯蔵施設の設置に伴い、施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設の整備事業（具体的には以下のとおり）。

- ①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道
⑥スポーツ又はレクリエーション施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設
⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業、商工業その他の産業に係る共同利用施設

※⑬については、消防自動車、救急車、消防用ホース、防火衣、空気呼吸器用ボンベ等、土地に付随しない施設についても、独立性機能を有し消防活動以外に汎用性のないものに限り対象に含まれる。

★ 財政支援措置

補助対象経費の 100%（間接交付）

※各年度 4 月 1 日時点の福井市および坂井市の石油貯蔵施設における貯蔵量に基づき対象 6 団体ごとに決定される交付限度額を上限とする。

★ 留意事項等

- ・単年度で完了する事業が対象となり、当初より繰越を見込んだ申請は不可。
- ・施設整備後、交付金を用いて整備した旨を施設に表示するか、市町の広報誌等を通じて周知する必要がある。
- ・原則として毎年年度当初に県を通して申請を受け付けているが、活用額が交付限度額に満たない場合は年度途中（秋頃）に追加申請が可能。

★ 過去の事例等

※いずれも令和 6 年度実施事業

- ・防火衣、空気呼吸器用ボンベ、その他資機材購入（福井市、鯖江・丹生消防組合・永平寺町）
- ・高規格救急車、調査用・広報用自動車導入（福井市）
- ・消防団詰所新築工事、耐震性貯水槽設置工事（嶺北消防組合）
- ・道路改良（坂井市）

コミュニティセンター助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県所管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地区住民のコミュニティ組織（認可地縁団体）、市町

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、集会施設の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

- 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備
- 対象事業は次の基準に適合するもの。
 - ・当該地区のコミュニティ活動推進のために必要な施設
 - ・当該地区住民の協力の下に、コミュニティ計画に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備

★ 財政支援措置

- 建設本体工事費、既存施設の修繕、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計委託管理費、その施設に必要とされる備品を対象とし助成率は、対象となる総事業費の3/5以内かつ2,000万円以下

★ 留意事項等

- 助成対象となるコミュニティ組織は、市町における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとはいいがたい団体等は除かれる。
- 助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- 助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- 事業実施にあたり、土地の抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）や相続手続き未済の土地での事業は対象外。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外。
- 事業完了時に、建物の所有権保存登記が必要。

一般コミュニティ助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、コミュニティ活動に必要な備品の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業

★ 財政支援措置

100万円以上250万円以下（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・コミュニティ組織は、自治会・町内会等の地域に密着して活動する団体。
（特定の目的で活動する団体、宗教団体、営利団体、公益法人、体育協会等、活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除く。）
- ・市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動等の支援に直結する事業。
- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成28年度：29件、平成29年度：23件、平成30年度：20件
令和元年度：20件、令和2年度：23件、令和3年度：28件
令和4年度：31件、令和5年度：32件、令和6年度：25件
令和7年度：21件

青少年健全育成助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、青少年の健全育成の事業に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベント等に関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

※ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外

★ 財政支援措置

30万円以上100万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・コミュニティ組織は、自治会・町内会等の地域に密着して活動する団体。
（特定の目的で活動する団体、宗教団体、営利団体、公益法人、体育協会等、活動が地域に密着しているとはいえない団体は除く。）
- ・市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動等の支援に直結する事業。
- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成26年度：福井市、平成27年度：永平寺町、平成28年度：坂井市、
平成29年度：小浜市、平成30年度：応募なし、令和元年度：応募なし
令和2年度：採択なし、令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし
令和5年度：応募なし
令和6年度：応募なし
令和7年度：採択なし

地域づくり助成事業《ア：共生の地域づくり助成事業》（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための事業に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業

・ハード事業

ユニバーサルデザインに配慮した設備整備（バリアフリー対応車両等の整備、視覚障害者用パソコン等の整備、公共施設のバリアフリー化等）

・ソフト事業

子ども、女性、高齢者、障がい者等にやさしいまちづくりを進めるための取り組み（子育てに関する事業、高齢者の生きがいづくり事業、障害者・高齢者と子どものふれあい事業、地域福祉のコーディネーター設置等）

★ 財政支援措置

1. 000万円以内（補助率10分の10）

※ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：越前町、平成26年度：鯖江市、平成27年度：越前市、
平成28年度：応募なし、平成29年度：福井市、平成30年度：小浜市、
令和元年度：勝山市、令和2年度：小浜市、越前市、令和3年度：福井市、
令和4年度：鯖江市、令和5年度：鯖江市、令和6年度：応募なし
令和7年度：応募なし

地域づくり助成事業《イ：活力ある地域づくり助成事業》（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、活力ある地域づくりに対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

①地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業

②広域連携推進助成事業

複数の市町村等が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業

★ 財政支援措置

①、②：200万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：小浜市(③)、南越前町(①) 平成26年度：越前町(②)、
平成27年度：応募なし、平成28年度：大野市(①)、鯖江市(①)、
平成29年度：美浜町(①)、平成30年度：福井市(①)、令和元年度：小浜市(①)
令和2年度：南越前町(①)、令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし
令和5年度：福井市(①) 令和6年度：応募なし 令和7年度：応募なし

環境保全促進助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町、市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る。

★ 対象とする要件等

地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修等の事業。

なお、毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行および単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。

★ 財政支援措置

県・市町：200万円以内（補助率10分の10）
コミュニティ組織：100万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・事業実施団体は、広報誌、ポスター、チラシ、看板、横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる旨の普及広報に努めなければならない。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成28年度：あわら市
平成29年度：坂井市
平成30年度：福井市
令和元年度：福井市
令和2年度：応募なし
令和3年度：応募なし
令和4年度：福井県
令和5年度：福井県
令和6年度：福井県、福井市
令和7年度：応募なし

シンポジウム助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町および（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

★ 対象とする要件等

地方公共団体が企画するシンポジウムとし、パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等。

★ 財政支援措置

300万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・ 地方公共団体の担当者および関係者ならびに地域住民等広く一般の者の参加ができるものであること。
- ・ 国の補助金の交付を受けない事業であること。
- ・ 会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料であること。
- ・ 事業実施団体は、広報誌、ポスター、チラシ、看板、横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる旨の普及広報に努めなければならない。
- ・ 令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成27年度：小浜市
平成28年度：福井市
平成29年度：越前町
平成30年度：勝山市
令和元年度：坂井市
令和2年度：勝山市
令和3年度：小浜市
令和4年度：あわら市
令和5年度：福井市
令和6年度：越前市
令和7年度：坂井市

宝くじスポーツフェア

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町および（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、元プロ野球選手、バレーボール・サッカーの元日本代表による開催地チームとの親善試合、野球（バレーボール・サッカー）教室等を全国各地で行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

★ 対象とする要件等

・ ドリーム・ベースボール

タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手による開催地チームとの親善試合、野球教室等（指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリーム抽選会、アトラクション）

・ はつらつママさんバレーボール

バレーボールの世界大会、オリンピック等の出場経験者による開催地チームとの親善試合、バレーボール教室等（バレーボール教室、バレーボール指導者クリニック、ドリーム抽選会、アトラクション）

・ ドリーム・サッカー

サッカーの元日本代表選手を中心としたメンバーによる開催地チームとの親善試合、サッカー教室等（サッカー指導者クリニック、少年少女サッカー教室、ドリーム抽選会、アトラクション）

★ 財政支援措置

事業の実施に要する経費は、原則として（財）自治総合センターが負担するが、開催地の主たる業務に要する経費（運営スタッフの提供や参加者の募集管理等）は開催地の負担

★ 留意事項等

- ・ 当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・ 令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：鯖江市（はつらつママさんバレーボール）

平成26年度：大野市（はつらつママさんバレーボール）

平成27年度：坂井市（ドリーム・サッカー）

平成28年度：応募なし、平成29年度：応募なし、平成30年度：応募なし

令和元年度：鯖江市（ドリーム・サッカー）、令和2年度：申請なし

令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし

令和5年度：坂井市（ドリーム・ベースボール）

令和6年度：応募なし 令和7年度：応募なし

移住・定住・交流推進支援事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、地域づくり団体、NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等

★ 事業の目的および概要

（一財）地域活性化センターがサマージャンボ宝くじの収益金を財源とし、地方が都市住民等を受け入れる住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することに寄与する。

★ 対象とする要件等

- ・都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業で、助成終了後の事業展開が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること。

★ 財政支援措置

200万円以内（補助率：10/10）

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金を充当していないものであること。
- ・助成対象団体及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するよう努めること。
- ・計画策定のみに係る事業については、対象外。
- ・事業採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的な事業を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位が低くなる。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成27年度：若狭町

令和7年度：採択なし

平成28年度：福井市

平成29年度、平成30年度：採択なし

令和元年度：越前町

令和2年度：若狭町

令和3年度：若狭町

令和4年度：採択なし

令和5年度：越前市

令和6年度：採択なし

地方創生アドバイザー事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会

★ 事業の目的および概要

（一財）地域活性化センターが、地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に支援を行う。

★ 対象とする要件等

地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業または研修会等を開催する事業でテーマに具体性があるもの。

★ 財政支援措置

20万円以内（補助率：10／10）

★ 留意事項等

- ・ 申請件数は1助成対象団体につき1件
- ・ 不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的なものは除く。
- ・ 聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識を持つことが見込めないものは除く。
- ・ 意識啓発のみを目的とし、アドバイス後に具体的な活動が示されないものは除く。
- ・ 聴講中にアドバイザーと意見交換等ができないものを除く。
- ・ 令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成24年度：福井市
平成25年度：大野市
平成27年度：福井市
平成30年度：福井市
令和3年度：福井市、坂井市
令和4年度：採択なし
令和5年度：福井市
令和6年度：福井市
令和7年度：福井市

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

所管省庁等：(一財) 地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、地域づくり団体、NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等

★ 事業の目的および概要

「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業を支援する。

★ 対象とする要件等

将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する各事業を行うもの。

ア 地方創生人材育成伴走型支援事業

市町村等が事業実施主体となりセンター役職員の助言を受け、地方創生および地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画「地域づくり人材育成アクションプラン」を策定するとともに、センターが承認した人材育成事業を実施するもの。

イ 地域経済循環分析事業

センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析（原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの）を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するもの。

- (1) 地域経済循環分析に関する基礎的な解説
- (2) 分析の手順や分析結果の解釈に関する助言
- (3) 分析を基にした計画・政策の策定に必要な助言

ウ 一般事業

次に掲げる要素を含む（一つ又は複数）もの。

- (1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- (2) 子供・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- (3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組み

★ 財政支援措置

ア、ウ 1件につき150万円以内（補助率：10/10）

イ 1件につき200万円以内（補助率：10/10）

★ 留意事項等

- ・助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。
- ・事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。
（イ地域経済循環分析事業にあたっては、助成終了後に地域経済の活性化への取組みが実施されると認められるものであること。）
- ・他に国の交付金を受けていないこと。
- ・令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

令和3年度：大野市 令和4年度：福井市 令和5年度：福井市 令和6年度：福井市 令和7年度：鯖江市、あわら市

地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

法人格を有する民間事業者等（第三セクターを含む）

★ 事業の目的および概要

地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるように、地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。

★ 対象とする要件等

- ア 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業を対象。
- イ 公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの。
- ウ 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2百万円以上のもの（その他要件あり）。
- エ 第三者に譲渡を予定する施設及び風営法により規制されている事業に用いられる施設等、対象外となる事業あり。
- オ 市町にあっては1人以上、県にあっては5人以上の新規雇用が見込めることが必要。

★ 融資限度額

- 以下のア、イのうちいずれか小さい額（その他特例あり）。
- ア 対象事業の補助金額以外の額の50%（事業地が過疎地域等である場合は60%）
 - イ 市町融資の場合：20億円 県融資の場合：80億円

★ 財政支援措置

- ①融資のために市町が起こした地方債（一般事業債のうち地域総合整備資金貸付分・充当率100%）に係る利子負担分の75%（用地取得費は50%）が特別交付税措置される。
- ②民間事業者の連帯保証料に対して補助を行った場合、補助額の75%が特別交付税措置される。

★ 留意事項等

県が重点的に推進する必要があると認められる事業または事業の効果が2以上の市町に及ぶ場合などについては県分事業として取り扱う。

★ 過去の事例等

- 越前市 「医療法人 林病院改築事業」（H29、30）
- 小浜市 「自然光利用型の連棟ハウス整備事業 合同会社 北川農園」（H26）
- 若狭町 「老人福祉施設整備事業（福）松寿会」（H24）
- 永平寺町「グループホーム建設事業 株EMORI」（H19） 等

地域再生マネージャー事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

複数の市町が共同実施する事業の代表団体（広域連合等地方自治法に基づく場合は、当該団体）

★ 事業の目的および概要

地域再生に取り組む市町に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する経費の一部を支援する。

★ 対象とする要件等

市町の地域再生への取組に対し、その経費の一部を助成。助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は次のいずれかに該当するものとする。

- ・ 外部専門家短期派遣事業（旧：外部専門家派遣（短期診断））
外部専門家の派遣に関する経費（旅費・謝金）
- ・ ふるさと再生事業（旧：外部専門家活用助成）
外部専門家の活用に関する経費（旅費・謝金等）、その他の経費（委託料、会議費、原材料費等）
- ・ まちなか再生事業（旧：まちなか再生支援事業）
外部専門家または外部専門家が所属する法人との業務委託契約にかかる費用

★ 財政支援措置

- ・ 外部専門家短期派遣事業
専門家への謝金および旅費について、掛かった経費を原則全額負担
- ・ ふるさと再生事業
1事業当たり700万円を限度。
※複数の市町が共同で事業を実施する場合は、1事業当たり1,000万円を限度。
- ・ まちなか再生事業
1事業当たり700万円を限度。
※複数の市町が共同で事業を実施する場合は、1事業当たり1,000万円を限度。

★ 留意事項等

- ・ 外部専門家短期派遣事業について、派遣する外部専門家は財団が選任する。
- ・ ふるさと再生事業について、活用する外部専門家は原則市町が選任し、外部専門家の活用に関する経費は、助成対象経費の概ね半分以上を占めるようすること。
- ・ まちなか再生事業について、活用する外部専門家は原則市町が選任する。
- ・ 令和8年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：鯖江市、（旧まちなか）若狭町・熊川区域
平成26年度：高浜町、（旧まちなか）若狭町・熊川区域 平成27年度：高浜町、
平成30年：高浜町、令和元年度：若狭町、令和2年度：申請なし 令和3年度：越前町
、令和4年度：申請なし、令和5年度：申請なし、令和6年度：申請なし、令和7年度：申請なし

ふるさとものづくり支援事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が補助する場合に、当該市町に対して財団から補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

○新商品開発等支援補助金

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業（経費の規模に応じて補助金を交付）

○販路開拓支援補助金

新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査・販路開拓等を実施する事業

・補助対象経費

謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費等

★ 財政支援措置

新商品開発等支援補助金：1,500万円

販路開拓支援補助金：300万円以内

補助率は2分の1以内とするが、事業が過疎地域・みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の7以内

★ 留意事項等

- ・補助対象事業が国庫補助を受けていないこと。
- ・補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業は対象外。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成24年度：福井市/ケイ・エス・ティ・ワールド（株）「高耐圧半導体デバイス用SOIの製造」

平成25年度：福井市/（株）武田機械「薄板難削加工装置を搭載した両頭フライス盤の開発」

公民連携アドバイザー派遣事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

都道府県、市町村など地方公共団体

★ 事業の目的および概要

P F I 等による公共施設等の整備、運営・管理等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は（一財）地域総合整備財団（以下、「財団」という。）の担当職員をアドバイザー又は研修講師として派遣し、助言を行う。

★ 対象とする要件等

都道府県、市町村など地方公共団体の職員を対象に、シンクタンク等の専門家が P F I 等の基礎的な事項、具体的な検討事業に関するアドバイス又は研修を行う。

★ 財政支援措置

アドバイザー等の派遣に要する費用は、原則として、財団が全額負担する。

★ 留意事項等

- ・アドバイザー等の派遣は、原則として、1 地方公共団体あたり 1 回とする。
なお、アドバイザー等は、地方公共団体と協議のうえ決定。
- ・令和 8 年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

本県での利用実績はなし。

地域イノベーション連携モデル事業

所管省庁等：(一財) 地域総合整備財団くふるさと財団

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または、複数の市町が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（以下「代表団体」という。）及び共同する全ての団体

★ 事業の目的および概要

Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村に費用の一部を支援することで、ケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。

★ 対象とする要件等

事業の目的に合致する事業で、次のすべてに該当するものとする。

- 1 市町が当該年度に実施するもの。
- 2 市町が地域イノベーションの推進を目的として、イノベーションマネージャー等の専門的人材を活用し、地域イノベーション連携を実施するもの。
- 3 市町又は代表団体がイノベーションマネージャー又はイノベーションマネージャーが所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。
- 4 他の市町における地域イノベーションのモデルとなり得るもの。
- 5 当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。

★ 財政支援措置

1 事業 700 万円以内（補助対象事業に係る契約金額の 2 / 3 以内）

★ 留意事項等

- ・モデル市町及びイノベーションマネージャーには研究会との共同研究の一環として、年 2 回程度、財団の要請に応じて研究会に出席し、モデル事業についての報告がある。
- ・財団が開催する実績報告会にて、モデル市町及びイノベーションマネージャーは、実績報告会に出席の上、モデル事業に対する実績報告を行う必要がある。
- ・令和 8 年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

本県での利用実績はなし。

コミュニティ会館整備支援事業

所管省庁等：福井県

県所管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地区住民のコミュニティ組織（認可地縁団体）または市町（複数地区が共同利用の場合等）

★ 事業の目的および概要

地域の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設の建設整備等に対する支援を行うことにより、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 地域住民によるコミュニティ活動のための集会施設を整備する事業であること。
- 施設の新築事業または施設の修繕事業であること。（既存施設がある場合は、施設の耐用年数を経過している場合に限る。）
- 施設の延床面積が原則100㎡以上であること。
- 当該施設を地域の一次避難施設として利用する際に必要となる防災用具を整備する事業であること。

★ 財政支援措置

- 建設本体工事費、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計管理委託費、既存施設の修繕に要する経費、新築に際してその会館に整備する防災用具費を対象とする。（備品は対象外。）
- 補助率等

事業区分	補助率	限度額 (1施設あたり)
新築・建替	補助対象経費の1/3以内(※)	5,000千円
増改築 または修繕	補助対象経費の1/3以内(※) ただし、65歳以上が50%以上を占める 高齢化集落については1/2以内(※)	上限 1,500千円 下限 500千円
防災用具	補助対象経費の1/3以内(※)	1,000千円

(※) 事業主体が地縁団体の場合は、上記かつ市町が補助する額の2/3以内(市町への間接補助)

★ 留意事項等

- 助成対象となるコミュニティ組織は、市町における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている地縁団体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除く。
- 市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ事業活動等の支援に直結する事業。
- 事業実施にあたり、土地の抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）や相続手続き未済の土地での事業は対象外。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外。
- 事業完了時に、建物の所有権保存登記が必要。

ふくい地方創生推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方特有の課題解決を進め、地方創生の推進を図るため、各市町の特色や強みを活かした先進的な取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

1 地方創生推進型

- (1) 市町の地方版総合戦略に位置付けられた事業とする。
- (2) ハード、ソフト事業を問わず対象とする。
- (3) ただし、地域未来交付金以外で、国・県等の他の補助事業の対象となるものは補助対象外とする。

2 市町協働型

- (1) 市町が新たに企画立案した先進的な単独事業とする。
- (2) ソフト事業のみを対象とする。
- (3) ただし、地域未来交付金以外で、国・県等の他の補助事業の対象となるものは補助対象外とする。
- (4) 複数の県内市町が共同で実施する事業、または幸福度日本一の推進に向けた事業は補助率を2/3に引き上げる。

★ 財政支援措置

補助率：県1/2（市町1/2）

※ただし、市町協働型申請事業のうち、上記2（4）に該当する事業の補助率は
県2/3（市町1/3）

補助上限額：地方創生推進型 50,000千円/市町

市町協働型 5,000千円/事業

事業期間：令和6年度～9年度（4年間）

★ 留意事項等

- ・市町協働型については、市町からの提案により、県で新規性、先進性、効果などを審査し、補助事業を決定する。
- ・市町協働型のうち、幸福度日本一の推進に向けた事業については、県民が幸福度日本一をより実感するため、県が指定する本県で取組が弱い内容を対象とする。

福井県市町振興資金貸付基金

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町（市町の組合を含む）

★ 事業の目的および概要

市町の振興を図り、県民福祉の増進に寄与するため、市町（市町の組合を含む）に対して、その実施する事業の財源として必要な資金の貸付を行う。

★ 対象とする要件等

貸付対象事業は、地方財政法その他の法律によって起債が認められる次の事業

- ①広域的共同処理事業に係る施設の整備事業
- ②過疎対策事業
- ③道路橋梁整備事業
- ④環境衛生施設整備事業
- ⑤学校施設整備事業
- ⑥交通安全施設整備事業
- ⑦ふくい地方創生推進事業に係る公共施設等の整備事業
- ⑧重要課題対策事業
- ⑨被災者住宅再建支援事業

★ 留意事項等

- ・上記⑦～⑨の事業を除き、県単独の補助金を財源の一部とする事業は、貸付対象事業から除外するものとする。

新福井ふるさと茶屋支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

複数集落の自治会の連合組織、単独集落、地域づくり団体など（市町を通じた間接補助）

★ 事業の目的および概要

概ね小学校区単位の地域において、既存施設を活用し、住民が寄り合いつなごりの強化ならびにコミュニティ・ビジネスを行う活動拠点の整備や活動経費を支援することにより、地域のつながり力を強化し、意欲のある集落の活動をさらに促進する。

★ 対象とする要件等

活用する施設	ふるさと茶屋の内容
空き家や公共施設等の 既存施設を有効活用 ○地区の集会所 ○公民館 ○空き店舗（旧JA支所等） ○空き家 ○市町が所有している庁舎、 廃校舎など	地域住民のつながり強化 (取組事例) ○高齢者や農家の主婦グループなどが集まりみんなで行う、 ・地元農産物を使った特産品づくり（かきもち、干し柿、梅など）、地場産物の伝承料理教室 ・左義長や正月など伝統行事の細工づくり ○住民への歴史・文化の伝承活動、○サロンやイベントでのスペース貸出 ○観光案内 ○高齢者等への配食、送迎、見守りなど生活サービスの提供 ○草刈りや清掃活動、祭りや運動会の共同実施、○軽体操など健康づくり教室 など
	地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネス【ミニ道の駅】 (取組事例) ○地元農産物を使ったレストランや農家食堂の運営 ○地元食材の加工・販売 ○へしこ、干し柿などの加工体験 ○食料品や日用品などの販売 など

※各茶屋共通の取組事項

- 1 統一看板およびサイン（提灯）の設置
- 2 活動における県施策への協力（縁結びさんの活動、家庭の日（第3日曜）や福井味の週間にあわせた「ちょっとおもてなし」の実施など）

★ 財政支援措置

(1) 対象経費

① 福井ふるさと茶屋の活動経費

活動計画策定にあたり、検討・協議、人材育成に必要な専門家の招へい等に要する経費ならびに施設を利用した活動に要する備品、原材料費などの初期経費 等

② 福井ふるさと茶屋の整備

福井ふるさと茶屋の改修等に要する本体工事費、設計管理委託費 等

(2) 補助上限額（1地区あたり）

- | | | |
|----|---------------|--------------------------|
| I | (1) の① | 6,000千円（補助率：県2/3、市町1/3） |
| II | (1) の②（空き家等） | 10,000千円（補助率：県2/3、市町1/3） |
| | (1) の②（公共施設等） | 30,000千円（補助率：県1/2、市町1/2） |

※ I の活動経費を対象とした事業のみの補助も対象とする。

(3) 補助対象期間 2 年間

★ 留意事項等

夏頃に翌年度の要望額を調査。3月に募集。6月頃に採択・交付決定。予算規模に応じて随時募集。

事業実施期間 令和5年度～令和8年度

★ 過去の事例等

令和7年度：1市町1地区

集落活性化支援事業（集落活性化計画に基づき実施する施策の支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、将来にわたる集落機能の維持・活性化を目的として策定する「集落活性化計画」に基づき実施する施策を支援し、元気な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

事業を実施する市町は、以下の（１）～（４）の取組内容について定めた「集落活性化計画」を策定すること。なお、（１）～（３）は必ず「集落活性化計画」に位置付けること。

- （１）市町が行う担い手の育成
- （２）小規模・高齢化集落が行う他集落と連携した集落機能の維持・確保に資する活動
- （３）市町が行う地域の実状に応じて独自に企画立案した集落活性化策
- （４）コミュニティ活動のデジタル化
- （５）特定地域づくり事業協同組合の運営支援

★ 財政支援措置

補助率： 県 1 / 2（市町 1 / 2）
補助上限額： 30,000千円 / 市町
事業期間： 令和 5～8 年度（4 年間）

集落活性化支援事業（自治会活動の活性化）

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

持続的な自治会活動の実現を図るため、自治会の新たな担い手を確保するための取組みを行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

自治会の新たな担い手確保のために実施する以下の事業とする。

- 1 地域の若者、女性、外国人、子どもに対するサポート活動を行う自治会への支援
- 2 地域の若者、女性、外国人、子どもを対象としたイベントを開催する自治会への支援
- 3 地区外へ出た子どもや孫を自治会行事に受け入れる自治会への支援
- 4 若者、女性の自治会役員登用の促進
- 5 自治会からの相談受入体制の整備
- 6 自治会役員等の負担軽減

★ 財政支援措置

補助率：市町が直接執行する事業…市町負担額の1/2
自治会に対する補助事業…市町負担額の10/10
(県補助額は事業費の1/2を上限)

事業期間：令和6年度～8年度（3年間）

★ 留意事項等

- 対象とする要件等の1～4については、対象者を若者、女性、外国人、子どものいずれかまたは複数組み合わせたものに限定して実施すること。
- 自治会に対する補助事業については、新規事業（これまで実施していない事業）であること。または、これまで実施してきた事業に新たな企画や取組みを追加したものであること。
- 対象とする要件等の2については、次のすべてを満たすものとする。
 - ・自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯の対象者が参加可能なイベントであること。
 - ・これまで実施してこなかった新しいイベントであること。また、これまで実施してきた既存のイベントに新たな要素を加えたものであること。
 - ・イベントの対象者を、若者、女性、外国人、子どものいずれかまたは複数組み合わせたものに限定し、対象者以外の不特定多数に参加を呼びかけるイベントでないこと。また、参加者数に占める対象者の人数がイベントの企画段階で1/3以上であることが見込まれること。
 - ・政治または宗教活動を目的としたイベントではないこと。
 - ・営利を目的としたイベントではないこと。ただし、実費程度の徴収は可能とする。
 - ・その他、本事業の目的や要件から適当と認められないイベントでないこと。